

税のお知らせ

税の申告はお忘れなく!

申告相談期間 2月7日(月)～3月15日(火)

平成22年分所得(平成22年1月1日から12月31日までの所得)に関する市・県民税等の申告の時期が間近になりました。

市では、2月7日(月)から3月15日(火)まで所得申告相談受付を行います。この申告内容が、平成23年度の市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程および申告に必要な書類等、詳細は今月号広報と同時に
お配りした「平成23年度(22年分)市・県民税(国民健康保険税)の申告について」をご覧ください。

申告相談の注意点

▽申告相談受付は1月1日現在、住所がある地域内の会場の地区指定日にご来場ください。

また、二本松税務署が行う所得税の確定申告の受付会場(市民交流センター、2月7日～3月15日)は地区指定がありません。「昨年と会場が変更となりましたのでご注意ください。」
▽申告相談受付期間中は、申告相談受付会場以外(市役

所税務課、各支所地域振興課等)での相談受付はしておりません。

▽税務署から送付された申告書等があり、市で申告される場合はそれを持参してください。

▽各世帯に「平成23年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書」1部を送付しましたが、そのほか世帯の中で申告が必要な方は、市役所税務課、各支所地域振興

課、または各住民センターで事前に受け取ることができます。

▽営業、不動産収入がある方は収支内訳書および売上げ、仕入れ経費等が分かる帳簿、領収書または書類等を整理し、持参してください。

▽源泉徴収票は原本を持参してください。給与の源泉徴収票を事業所から交付されていない方は、事業所に依頼し申告時までに交付を受けてください。

▽税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、市民交流センターへご案内させていただきます。

個人住民税の主な改正点

▽マイホーム(旧居宅)を売却して新たにマイホーム(新居宅)を購入した場合に、旧居宅の

確定申告はインターネットで行うことができます

国税電子申告システム(e-TAX)を利用して、自宅にいながらにして所得税の確定申告をすることができます。

e-TAXを利用して確定申告をした方は、最高5,000円の税額控除を受けることができます。(この控除は19年分から22年分のいずれかの年分で1回受けることができます。)

電子申告をするためには、電子証明書付住民基本台帳カード(住基カード)が必要になりますので、市民課または各支所地域振興課窓口で交付を受けてください。(手数料500円)

また、電子証明書(住基カード)を読み込むためにはカードリーダーが必要です。市では無料貸出用のカードリーダーを10台準備しています。数に限りがありますので必要の方はお早めにお問い合わせください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ…税務課市民税係 ☎(55)5085

e-TAXホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>



譲渡による損失(譲渡損失)が生じたときまたは住宅ローンのあるマイホームを住宅ローンの債務残高を下回る価額で売却して損失(譲渡損失)が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除(損益通算)することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、

譲渡の年の翌年以後3年内に繰り越して控除(繰越控除)することができます。これらの特例が2年間延長され、「平成23年12月31日まで譲渡したもの」となりました。
▽企業型確定拠出年金の個人掛金(拠出金)について、その全額を所得控除の対象とすることとなりました。
◎問い合わせ…
税務課市民税係 ☎(55)5085

寝たきりの方のおむつ代は医療費控除の対象です

寝たきりの高齢者等でおむつを使用している方が、確定申告でおむつ代を医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方については、要介護認定時の主治医意見書の内容を確認したうえで市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、本庁高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

○主治医意見書で確認する内容

- ①主治医意見書の作成日
- ②要介護認定の有効期間
- ③障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ④尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ：
高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日までに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産について申告しなければなりませんので忘れずに申告してください。

申告の対象 会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の土地・家屋を除く事業用有形固定資産

申定期限 1月31日(月)

提出場所 税務課資産税係・各支所地域振興課・各住民センター

※地方税電子申告システム(eLTAX)が利用できます。初めて利用される場合は、電子証明や利用届出が必要になりますので、早めに手続きをしてください。

・eLTAXホームページ
<http://www.eltax.jp/>

※申告書は、昨年申告があった方に送付されています。新たに事業を始めた方は、お問い合わせください。

◎問い合わせ：
税務課資産税係
☎(55)5086

納税標語コンクール表彰式

最優秀賞作品

税金を おさめて明るい 二本松

平成22年度納税標語コンクールは、納税意識の高揚を目的として小学校6年生を対象に作品を募集し、過日、入選作品の表彰式が行われました。

入賞者をご紹介します。

(敬称略)

最優秀賞

佐藤 姫尚(二本松北小)

優秀賞

渡辺 智哉(杉田小)

長澤 柊(二本松南小)

安藤 怜(油井小)

大木 遥奈(杉田小)

尾形 美空(渋川小)

佳作

須賀 文栄(二本松南小)

前田 美波(岳下小)

佐々木結香(石井小)

高橋 啓吾(大平小)

加藤 真由(塩沢小)

佐藤 百合(川崎小)

三浦 賢太(新殿小)

雲井 信翔(小浜小)

安田 美香(原瀬小)

平 千聖(安達太良小)

大内 裕(東和小)

丹野沙柚美(旭小)



▲入賞した児童の皆さん



毎日
ナイター
10時まで営業

二本松塩沢スキー場

ゆったり滑れて初心者・ファミリーにおすすめ
ナイターも毎日10時まで営業・仕事帰りもゆっくり滑れます

子供リフト1日券(8:00~16:30まで利用可)
平日・日祝日も1,500円
※子供料金は5歳から小学生(5歳未満は無料)

毎週水曜日はナイター券特別割引デー
通常1,500円→1,000円

1月16日・2月20日…子供の日(小学生以下) リフト1日券1,000円、スキーレンタル割引
2月27日…FCT福島中央テレビ杯スキー・スノーボードジャイアントスラローム大会開催

二本松市塩沢温泉 お問い合わせ 0243(24)2845 営業時間 8:00~22:00 ※営業時間は気象状況等により変更になる場合があります

無料送迎バス
予約受付中
団体でご利用のお客様
は無料送迎致します